

船主海第 136 号  
2011 年 10 月 17 日

国土交通大臣・海洋政策担当大臣  
前田 武志 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 芦田 昭充



### 日本籍船への「公的」武装ガードの乗船に関する要望について

平素より、わが国海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ソマリア沖・アデン湾で多発する海賊事件への対処につきましては、貴省をはじめとする関係の皆さまのご尽力により着実な成果が挙げられているところであり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、わが国を始めとする各国の懸命な取り組みにも拘わらず、海賊事件はインド洋およびアラビア海の全域で発生し、各国艦艇による護衛や哨戒活動が及ばない海域にまで拡大しています。

このため、海運企業は様々な海賊対策を実施してきましたが、武装した海賊からの攻撃に対してはその効果も自ずと限界があり、最近では武装ガードを採用する例が増加しています。

当初は、武装ガードの乗船は、海賊の攻撃をエスカレートさせるとの危惧から、その利用に慎重な諸国が多かったことも事実ですが、現在では、欧州諸国を含む多くの国々が、武装ガードの乗船、さらには威嚇射撃等によって海賊の接近を阻止することが被害の予防に有効であるとして、自国籍船に軍隊等の公的武装ガードを乗船させる、或いは民間の武装ガードの乗船を可能とするよう所要の法改正等を実施しています。また、同様に武装ガードの採用には慎重だった国際的な船主団体や船員団体も、武装ガード、特に「公的」武装ガードの乗船を容認する方向に方針を転換しています。

一方、わが国においては民間人による船内への武器の持ち込み、すなわち民間の武装ガードを日本籍船に乗船させることは認められていません。

海運企業としましては、引き続き可能な限りの自衛措置を講じていく所存ですが、民間人による武器の所持が禁止されている日本籍船につきましては、船社が必要とする場合に自衛官や海上保安官など「公的」な武装ガードの乗船を可能としていただきますようお願い申し上げます。

以上

船主海第 136 号  
2011 年 10 月 17 日

防衛大臣  
一川 保夫 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 芦田 昭充



### 日本籍船への「公的」武装ガードの乗船に関する要望について

平素より、わが国海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ソマリア沖・アデン湾で多発する海賊事件への対処につきましては、貴省をはじめとする関係の皆さまのご尽力により着実な成果が挙げられているところであり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、わが国を始めとする各国の懸命な取り組みにも拘わらず、海賊事件はインド洋およびアラビア海の全域で発生し、各国艦艇による護衛や哨戒活動が及ばない海域にまで拡大しています。

このため、海運企業は様々な海賊対策を実施してきましたが、武装した海賊からの攻撃に対してはその効果も自ずと限界があり、最近では武装ガードを採用する例が増加しています。

当初は、武装ガードの乗船は、海賊の攻撃をエスカレートさせるとの危惧から、その利用に慎重な諸国が多かったことも事実ですが、現在では、欧州諸国を含む多くの国々が、武装ガードの乗船、さらには威嚇射撃等によって海賊の接近を阻止することが被害の予防に有効であるとして、自国籍船に軍隊等の公的武装ガードを乗船させる、或いは民間の武装ガードの乗船を可能とするよう所要の法改正等を実施しています。また、同様に武装ガードの採用には慎重だった国際的な船主団体や船員団体も、武装ガード、特に「公的」武装ガードの乗船を容認する方向に方針を転換しています。

一方、わが国においては民間人による船内への武器の持ち込み、すなわち民間の武装ガードを日本籍船に乗船させることは認められていません。

海運企業としましては、引き続き可能な限りの自衛措置を講じていく所存ですが、民間人による武器の所持が禁止されている日本籍船につきましては、船社が必要とする場合に自衛官や海上保安官など「公的」な武装ガードの乗船を可能としていただきますようお願い申し上げます。

以上

船主海第 136 号  
2011 年 10 月 17 日

内閣官房長官  
藤村 修 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 芦田 昭充



### 日本籍船への「公的」武装ガードの乗船に関する要望について

平素より、わが国海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、ソマリア沖・アデン湾で多発する海賊事件への対処につきましては、貴省をはじめとする関係の皆さまのご尽力により着実な成果が挙げられているところであり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、わが国を始めとする各国の懸命な取り組みにも拘わらず、海賊事件はインド洋およびアラビア海の全域で発生し、各国艦艇による護衛や哨戒活動が及ばない海域にまで拡大しています。

このため、海運企業は様々な海賊対策を実施してきましたが、武装した海賊からの攻撃に対してはその効果も自ずと限界があり、最近では武装ガードを採用する例が増加しています。

当初は、武装ガードの乗船は、海賊の攻撃をエスカレートさせるとの危惧から、その利用に慎重な諸国が多かったことも事実ですが、現在では、欧州諸国を含む多くの国々が、武装ガードの乗船、さらには威嚇射撃等によって海賊の接近を阻止することが被害の予防に有効であるとして、自国籍船に軍隊等の公的武装ガードを乗船させる、或いは民間の武装ガードの乗船を可能とするよう所要の法改正等を実施しています。また、同様に武装ガードの採用には慎重だった国際的な船主団体や船員団体も、武装ガード、特に「公的」武装ガードの乗船を容認する方向に方針を転換しています。

一方、わが国においては民間人による船内への武器の持ち込み、すなわち民間の武装ガードを日本籍船に乗船させることは認められていません。

海運企業としましては、引き続き可能な限りの自衛措置を講じていく所存ですが、民間人による武器の所持が禁止されている日本籍船につきましては、船社が必要とする場合に自衛官や海上保安官など「公的」な武装ガードの乗船を可能とさせていただきますようお願い申し上げます。

以上

船主海第 136 号  
2011 年 10 月 17 日

外務大臣

玄葉 光一郎 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 芦田 昭充



### 日本籍船への「公的」武装ガードの乗船に関する要望について

平素より、わが国海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ソマリア沖・アデン湾で多発する海賊事件への対処につきましては、貴省をはじめとする関係の皆さまのご尽力により着実な成果が挙げられているところであり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、わが国を始めとする各国の懸命な取り組みにも拘わらず、海賊事件はインド洋およびアラビア海の全域で発生し、各国艦艇による護衛や哨戒活動が及ばない海域にまで拡大しています。

このため、海運企業は様々な海賊対策を実施してきましたが、武装した海賊からの攻撃に対してはその効果も自ずと限界があり、最近では武装ガードを採用する例が増加しています。

当初は、武装ガードの乗船は、海賊の攻撃をエスカレートさせるとの危惧から、その利用に慎重な諸国が多かったことも事実ですが、現在では、欧州諸国を含む多くの国々が、武装ガードの乗船、さらには威嚇射撃等によって海賊の接近を阻止することが被害の予防に有効であるとして、自国籍船に軍隊等の公的武装ガードを乗船させる、或いは民間の武装ガードの乗船を可能とするよう所要の法改正等を実施しています。また、同様に武装ガードの採用には慎重だった国際的な船主団体や船員団体も、武装ガード、特に「公的」武装ガードの乗船を容認する方向に方針を転換しています。

一方、わが国においては民間人による船内への武器の持ち込み、すなわち民間の武装ガードを日本籍船に乗船させることは認められていません。

海運企業としましては、引き続き可能な限りの自衛措置を講じていく所存ですが、民間人による武器の所持が禁止されている日本籍船につきましては、船社が必要とする場合に自衛官や海上保安官など「公的」な武装ガードの乗船を可能としていただきますようお願い申し上げます。

以上

船主海第 136 号  
2011 年 10 月 17 日

海上保安庁

長官 鈴木 久泰 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 芦田 昭充



### 日本籍船への「公的」武装ガードの乗船に関する要望について

平素より、わが国海運業界の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ソマリア沖・アデン湾で多発する海賊事件への対処につきましては、貴庁をはじめとする関係の皆さまのご尽力により着実な成果が挙げられているところであり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、わが国を始めとする各国の懸命な取り組みにも拘わらず、海賊事件はインド洋およびアラビア海の全域で発生し、各国艦艇による護衛や哨戒活動が及ばない海域にまで拡大しています。

このため、海運企業は様々な海賊対策を実施してきましたが、武装した海賊からの攻撃に対してはその効果も自ずと限界があり、最近では武装ガードを採用する例が増加しています。

当初は、武装ガードの乗船は、海賊の攻撃をエスカレートさせるとの危惧から、その利用に慎重な諸国が多かったことも事実ですが、現在では、欧州諸国を含む多くの国々が、武装ガードの乗船、さらには威嚇射撃等によって海賊の接近を阻止することが被害の予防に有効であるとして、自国籍船に軍隊等の公的武装ガードを乗船させる、或いは民間の武装ガードの乗船を可能とするよう所要の法改正等を実施しています。また、同様に武装ガードの採用には慎重だった国際的な船主団体や船員団体も、武装ガード、特に「公的」武装ガードの乗船を容認する方向に方針を転換しています。

一方、わが国においては民間人による船内への武器の持ち込み、すなわち民間の武装ガードを日本籍船に乗船させることは認められていません。

海運企業としましては、引き続き可能な限りの自衛措置を講じていく所存ですが、民間人による武器の所持が禁止されている日本籍船につきましては、船社が必要とする場合に自衛官や海上保安官など「公的」な武装ガードの乗船を可能とさせていただきますようお願い申し上げます。

以上